

平成二十年二月二十六日受領
答 弁 第 九 四 号

内閣衆質一六九第九四号

平成二十年二月二十六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と

国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねの外務省幹部名簿は、例えば、外務省ホームページに掲載されている。

二について

先の答弁書（平成二十年二月八日内閣衆質一六九第三六号）三及び四について等で述べたとおり、聞き取り調査の結果、「潮の舞」の所在に関する有力な情報が得られていないため、お尋ねについてお答えすること無用な誤解を与えるおそれがあることからお答えを差し控えたい。

三から六までについて

御指摘の外務省ホームページの見解については、御指摘の記事に事実と反する記述が含まれており、報道機関から御指摘の四点の美術品を中心に事実関係に関する照会が多くなされたことから、大臣官房において、事実と反する記述の例示として掲載することを決定したものであることは、先の答弁書（平成二十年二月八日内閣衆質一六九第三六号）五及び六について等で繰り返し述べたとおりである。

また、先の答弁書（平成二十年二月八日内閣衆質一六九第三六号）七及び八について等で繰り返し述べたとおり、外務省としては、いまだ事実関係の調査を行っていた段階であったことから、平成十九年六月五日より以前に「潮の舞」の所在が確認できなくなったことを対外的に説明をしなかったものである。いずれにしても、外務省としては、「潮の舞」の所在が確認できなくなったことを隠そうとした意図はなく、在外公館における美術品管理に責任を有する立場から引き続き調査を行っている。